地域包括ケア病棟入院料に係る見直し(概要)

実績要件の見直し

- ▶ 許可病床数が400床以上の病院について、入院患者のうち、同一保険医療機関内の
 - 一般病棟から転棟した患者の割合が一定以上である場合の入院料を見直す。
- ▶ 地域包括ケア病棟入院料(管理料)1及び3の実績に係る施設基準を見直す。 (例)
 - ·入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合 1割以上 → 1割5分以上
 - ・前3月における在宅患者訪問診療料の算定回数 20回以上 → 30回以上



施設基準の見直し

- 入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置を要件とする。
- ▶ 疾患別リハビリテーションの提供について、患者の入棟時に測定したADLスコアの結果等を参考にリハビリテーションの必要性を判断することを要件とする。
- ▶ 適切な意思決定支援に関する指針を定めていることを要件とする。

転棟に係る算定方法の見直し

▶ 地域包括ケア病棟入院料の算定方法について、同一保険医療機関内のDPC対象病棟から地域包括ケア病棟に転棟した場合は、診断群分類点数表に定められた入院日Ⅱまでの間、診断群分類点数表に従って算定するよう見直す。

届出に係る見直し

許可病床数が400床以上の保険医療機関については、地域包括ケア病棟入院料を届け出られないこととする。ただし、令和2年3月31日時点で地域包括ケア病棟入院料を届け出ている保険医療機関については、当該時点で現に届け出ている病棟を維持することができる。

13

地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の施設基準

Γ		入院料1	管理料1	入院料2	管理料2	入院料3	管理料3	入院料4	管理料4	
	看護職員	13対1以上 (7割以上が看護師)								
	重症患者割合	重症度、医療・看護必要度Ⅰ <u>14%</u> 以上 又は 重症度、医療・看護必要度Ⅱ <u>11%</u> 以上								
	入退院支援部門	<u>入退院支援及び地域連携業務を担う部門</u> が設置されていること								
	リハビリ専門職	病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置								
	リハビリテーション実施	<u>患者の入棟時に測定したADLスコア等を参考にリハビリテーションの必要性を判断・説明・記録すること</u> リハビリテーションを提供する患者については1日平均2単位以上提供していること								
	意思決定支援の指針			適切な意思決定支援に係る指針を定めていること						
	在宅復帰率		7割	以上		_				
	一般病棟から転棟した 患者割合 ^{※1}	_		<u>6割未満</u> (許可病床数400 床以上の場合)	-	一(許可		<u>6割未満</u> (許可病床数400 床以上の場合)	_	
実績	自宅等から入棟した 患者割合	1割 <u>5分</u> 以上 (管理料の場合、10床未満は 3月で <u>6人</u> 以上)		-		1割 <u>5分</u> 以上 (管理料の場合、10床未満は 3月で <u>6人</u> 以上)		-		
碩部分	自宅等からの 緊急患者の受入	3月で <u>6人</u> 以上		_		3月で <u>6人</u> 以上		_		
Į	地域包括ケアの実績 ^{※2}	0				0		-		
	届出単位	病棟	病室	病棟	病室	病棟	病室	病棟	病室	
	許可病床数200床未満の みが対象	0		_	0	0 -		_	0	
	点数(生活療養)	2,809点(2,794点)		2,620点(2,605点)		2,285点(2,270点)		2,076点(2,060点)		

^{※2} 以下の①~⑥のうち少なくとも2つを満たしていること

^{※1} 満たせないものとして届け出た場合は入院料の所定点数の100分の90に相当する点数を算定

①当該保険医療機関において在宅患者訪問診療料(I)及び(I)の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。

②当該保険医療機関において在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導料 I の算定回数が直近3か月間で60回以上であること。

③同一敷地内又は隣接する敷地内に位置する訪問看護ステーションにおいて訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の算定回数が直近3か月間で300回以上であること。

④当該保険医療機関において在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数が直近3か月間で30回以上であること。

⑤同一敷地内<u>又は隣接する敷地内</u>に位置する事業所が、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護又は介護予防訪問リハビリテーションの<u>提供実績を有していること</u>。

⑥当該保険医療機関において退院時共同指導料2の算定回数が直近3か月間で6回以上であること。

地域包括ケア病棟入院料の施設基準の見直し

地域包括ケアに係る実績要件の見直し

▶ 入院料(管理料)1・3に係る実績について、以下のとおり見直す。

	現行	改定後			
 自宅等から入棟した 患者割合	1割以上(10床未満の病室は3月3人以上)	1割 <u>5分</u> 以上(10床未満の病室は3月 <u>6人</u> 以上)			
自宅等からの緊急 患者の受入(3月)	3人以上	<u>6人</u> 以上			
	以下(4つ)のうちいずれか2つ以上を満たすこと	以下(6つ)のうちいずれか2つ以上を満たすこと			
	在宅患者訪問診療料(I)・(II)の算定回数(3月) 20回以上	在宅患者訪問診療料(I)・(II)の算定回数(3月) 30回以上			
在宅医療等の提供	在宅患者訪問看護・指導料等の算定回数/ 同一敷地内の訪問看護ステーションにおける	在宅患者訪問看護・指導料等の算定回数(3月) <u>60回</u> 以上			
	訪問看護基本療養費等の算定回数(3月間) 100回以上/500回以上	併設の訪問看護ステーションにおける 訪問看護基本療養費等の算定回数(3月) 300回以上			
	開放型病院共同指導料の算定回数(3月) 10回以上	(削除)			
	同一敷地内の事業所で 介護サービスを提供していること	<u>併設</u> の事業所が介護サービスの <u>提供実績を有している</u> こと			
	_	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 の算定回数(3月) 30回以上			
	_	<u>退院時共同指導料2</u> の算定回数(3月) <u>6回以上</u>			

地域包括ケア病棟の転棟時の算定方法の見直し

DPC対象病棟から転棟する場合の算定方法の見直し

▶ 患者の状態に応じた適切な管理を妨げないよう、同一の保険医療機関において、DPC対象病棟から地域 包括ケア病棟に転棟する場合の算定方法を見直す。

